

別表第1（第8条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
道路法（以下この表において「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以		51

		上0.2メートル未満のもの			
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			77
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260
		外径が1メートル以上のもの			510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680	
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430
			地下に設けるもの		260
		その他のもの			850
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設					850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗	

				じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積1平方メートルにつき1年	475
河川等に係るその他の工作物				630

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 河川等とは、河川法を適用又は準用されない河川、湖沼、ため池、水路、溝きよその他の土地又は水面をいう。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。
- 9 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 10 占有の期間が1月未満であるときの占有料は、別表第1により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
- 11 占有料の額が100円に満たないときは、100円とする。